

45フィートコンテナとは

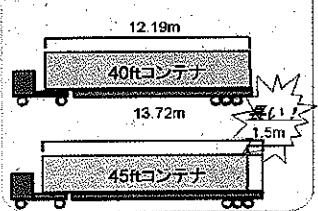
みやぎ45フィート
コンテナ物流特区

- 平成17年（2005年）に、45フィート国際海上コンテナがISO（国際標準化機構）により規格化されました。
- 40フィートコンテナと比べ約1.5m長く、容積が約27%多いため、比較的軽い荷（プラスチック、アパレル、タイヤ製品等）の輸送に有利となっています。
- 米国～中国間での取り扱いが増加するなど、世界的に利用が拡大しています。
- 物流コスト削減、CO₂排出量の削減の観点から45フィートコンテナの利用が望ましいものの、日本国内では法令基準（車両の長さの制限等）により公道走行が認められていません。

【規制緩和の内容】

- セミトレーラ連結長の許可限度値が現行の17mから18mに緩和されます。
- 40フィートコンテナと同じ基準で通行ができます。

○45国際海上コンテナの長さ比較

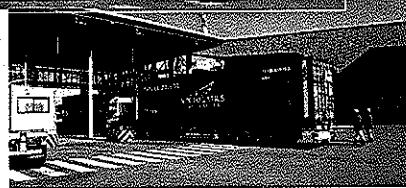
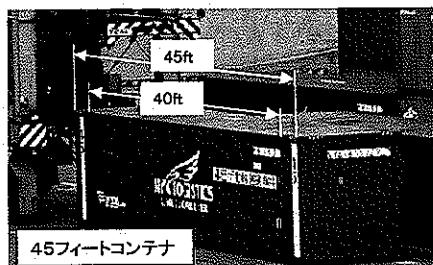
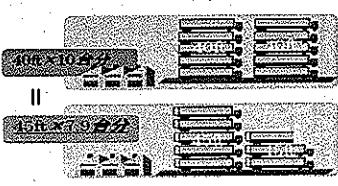


【規制緩和のメリット】

- 40フィートコンテナに比べて容積比で約1.27倍
- 軽量物の容積勝ちの貨物に最適

40ft (10台分)
→45ft (7.9台分)

▼45ftコンテナと40ftコンテナの比較

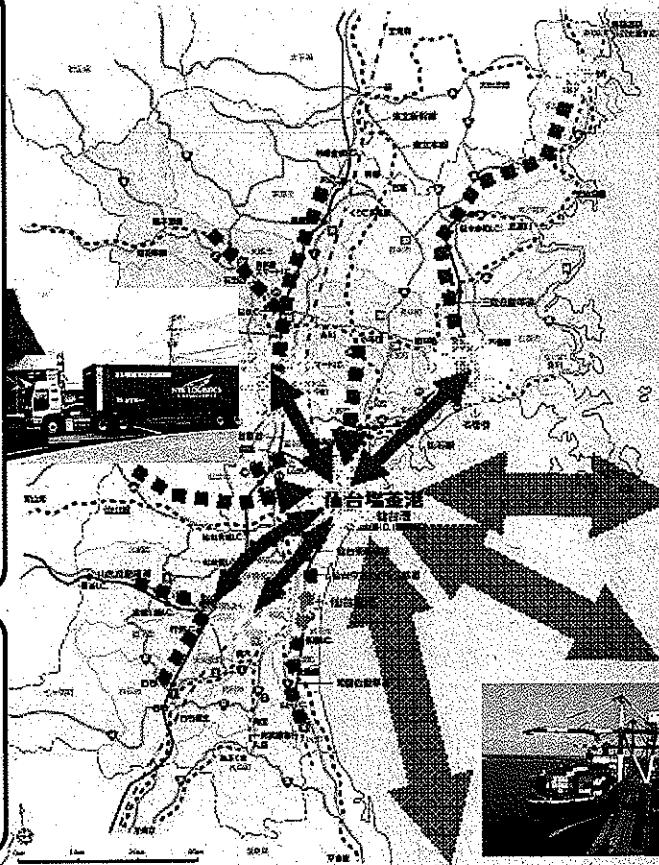


「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」の概要

みやぎ45フィート
コンテナ物流特区

構造改革特区

- 県内全域を特区として、仙台塩釜港と県内の荷主企業との間で45フィートコンテナの公道輸送を可能とするものです。
- 平成22年7月に国に構造改革特区として提案し、平成22年10月に45フィートコンテナの公道輸送が特区のメニューに加えられました。
- 平成23年2月3日に県内全域を特区とするように国に構造改革特区の認定申請を行いました。
- 平成23年4月からは45フィートコンテナの公道輸送が県内全域で可能となります。

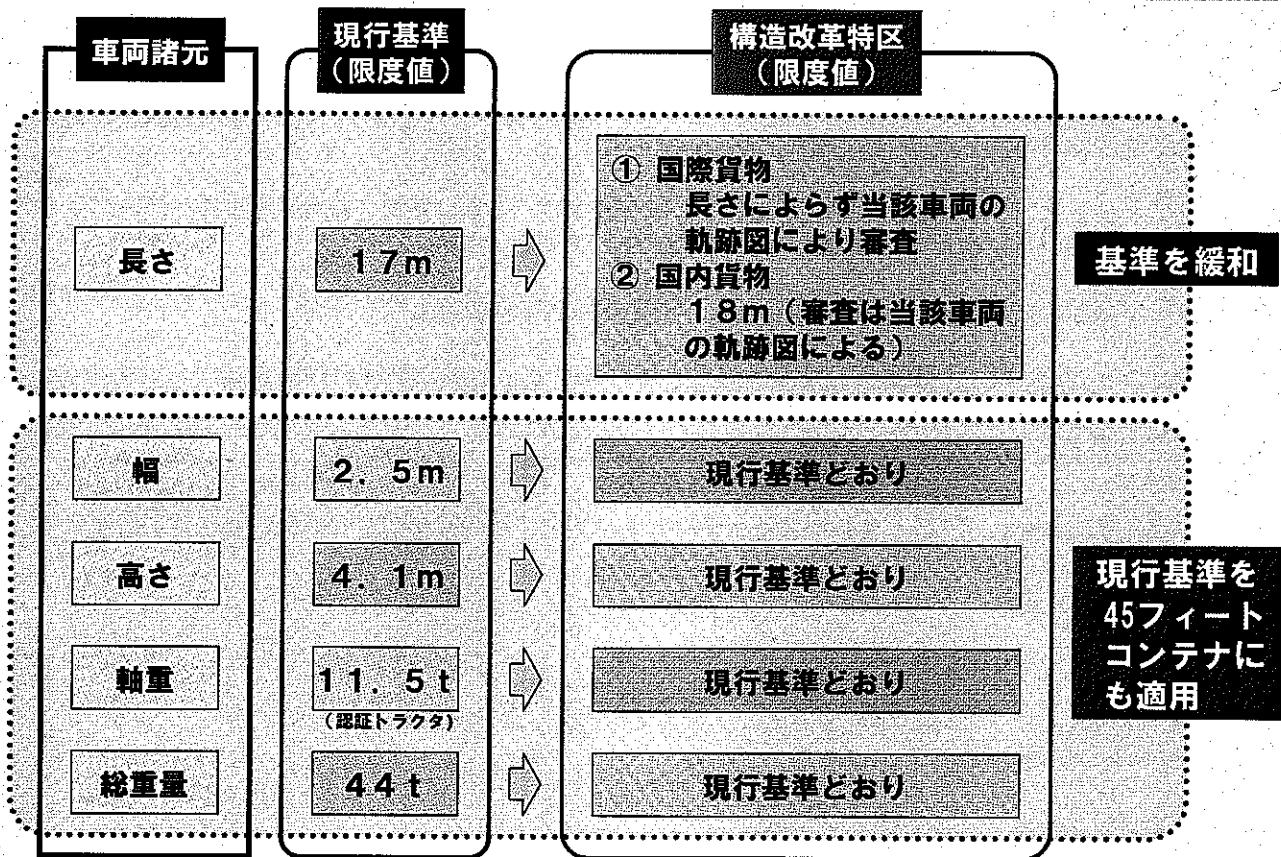


総合特区

- 規制緩和に加えて税制・財政・金融上の支援措置等が図られる総合特区についても平成23年5月に国に提案する予定としています。

「構造改革特区」における規制緩和の内容（1）

みやぎ45フィート
コンテナ物流特区



「構造改革特区」における規制緩和の内容（2）

みやぎ45フィート
コンテナ物流特区

長さに関する規制緩和の概要

